

相続人代表者指定（変更）届

加古川市長 様

年 月 日

地方税法第9条の2第1項の規定により、相続人同意のうえ、被相続人に係る下記市税の賦課徴収（滞納処分に係るものを除く。）及び還付に関する書類を受領する相続人の代表者として、次のとおり指定（変更）しましたので届けます。

なお、この届出は相続人全員の同意を得ており、内容に対する異議については、私（届出人）が一切の責任を負い解決します。

申請税目	市県民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、※軽自動車税（種別割） ※車両所有の申立書のご提出がある場合は、当該申立書を優先します。
------	--

相続人代表者	住所 〒 電話（ ）
	ふりがな 氏名
	生年月日（ 年 月 日） 被相続人との続柄（ ）

※税目によって相続人代表者が異なる場合は、裏面に必要事項の記載をお願いします。

(死亡した方) 被相続人	住所 〒
	ふりがな 氏名
	死亡年月日（ 年 月 日）

※相続人代表者と同一の場合は、記入不要です。

届出人	住所 〒 電話（ ）
	ふりがな 氏名
	被相続人との続柄（ ）

【留意事項】

(共通)

- ・相続人代表者は、被相続人名義の市税に係る納税通知書等の文書を、相続人を代表して受領するものであり、相続の権利、相続登記及び相続税とは関係ありません。
- ・送付文書の不着返戻等の事情により、届出のあった相続人代表者に送付することが不相当であると市が判断した場合、予告なく別の相続人を代表者に指定する場合があります。
- ・相続人代表者を変更する場合は、改めて「相続人代表者指定（変更）届」を提出する必要があります。
- ・口座振替をご利用の方で、口座名義人が被相続人以外の場合は、引き続き口座振替となります。停止希望の場合は連絡をお願いします。

(軽自動車税)

- ・本届出によって、相続人代表者は地方税法第443条第1項に規定する納税義務者となります。

(固定資産税)

- ・本届出によって、相続人代表者は地方税法第343条第2項に規定する納税義務者の代表となります。
- ・対象物件について不動産登記名義人が変更された場合、翌年度以降の納税義務者は新たな登記名義人となり、本届出と関係なく新たな登記名義人に対して告知が行われます。
- ・令和6年4月1日より、相続登記の申請が義務化されました。詳しくは法務局にお問い合わせください。

(神戸地方税務局加古川支局 079-424-3555)

市処理欄	被相続人 C	相代 C	届出確認 免許・個人・その他
	固定資産税 有・無	市・県民税 有・無	軽自動車税 有・無
	<input type="checkbox"/> 312 <input type="checkbox"/> AD <input type="checkbox"/> アクセス共有 () ・ 無	<input type="checkbox"/> AD	<input type="checkbox"/> AD

